



上 監 査 報 第 7 号

令 和 3 年 8 月 2 0 日

上尾市長 島 山 稔 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫

上尾市監査委員 鈴 木 彬

上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和2年度上尾市公営企業会計経営健全化審査に関する意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 2 年度 上尾市水道事業会計経営健全化審査意見書

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 3 年 7 月 16 日から同年 8 月 11 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 2 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第 3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

記

| 比率の名称 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 経営健全化基準 (%) |
|--------|----------|---------|-------------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(備考) 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

2 個別意見

資金不足比率について

令和2年度決算における実質的な資金不足比率は、平成31年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、良好な状態にあると認められた。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 3 年 7 月 16 日から同年 8 月 11 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 2 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第 3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

記

| 比率の名称 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 経営健全化基準 (%) |
|--------|----------|---------|-------------|
| 資金不足比率 | — | — | 20.0 |

(備考) 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額が生じていないことから、「—」と表示した。

2 個別意見

資金不足比率について

令和2年度決算における実質的な資金不足比率は、平成31年度決算における場合と同様に資金の不足額が生じていないので、良好な状態であると認められた。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。